

令和7年度熊取町学童保育所入所選考基準表
(通年利用)

学童保育所の入所選考は、保育の必要性の高さを点数化し、点数の高い順に、入所するよう調整します。点数は父母それぞれ算出し、帰宅時間が早い方もしくは基本点数が低い方の点数を用いて調整します。

基本点数表					
区分	保護者の状況細目	基本点数	区分	保護者の状況細目	基本点数
1. 就労	週5日以上勤務かつ、勤務終了時間に通勤時間を合計した時間により帰宅時間が18時以降	10	3. 疾病・障がい	入院	10
	17時以降	9		自宅介護	10
	16時以降	8		精神的疾患 重度身体障害1・2級	10
	15時以降	7		一般療養（重度） 身体障害3級	8
	週4日以上勤務かつ、勤務終了時間に通勤時間を合計した時間により帰宅時間が18時以降	9	4. 介護・看護	一般療養（軽度） 身体障害4級	6
	17時以降	8		入院かつ必ず付き添いを要する	9
	16時以降	7		入院かつ定期的に介助を必要とする	7
	15時以降	6		自宅療養かつ寝たきりで全介助を要する	8
	週3日以上勤務かつ、勤務終了時間に通勤時間を合計した時間により帰宅時間が18時以降	8		自宅療養かつ週2～3回通院の付き添いを要する	6
	17時以降	7		自宅療養かつ身体等の障がい者の訓練等の世話	5
	16時以降	6	5. 災害復旧		10
	15時以降	5			
			6. 求職活動	求職中	1
	内職	1		生活保護世帯で自立支援につながる場合	5
2. 出産		4		生計中心者の失業	5
			7. 就学	就労（居宅外）に準ずる	

調整指数表			
項目	指数	項目	指数
入所する児童が障がい児	+5	家庭外自営（中心者）	－1
ひとり親家庭	+4	家庭外自営（協力者）	－2
低学年の児童（小学1年生）	+3	家庭内自営（中心者）	－3
低学年の児童（小学2年生）	+2	家庭内自営（協力者）	－4
低学年の児童（小学3年生）	+1	60歳未満の保育可能な祖父母と同居	－4

同点の場合は、以下の基準（1）から順に確かめて、当てはまる方を優先します。

- （1）週の就労時間が長い
- （2）通勤時間が長い
- （3）きょうだいが既に在籍している